



2022年2月15日

各 位

会社名 東海汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎潤一
(コード番号9173 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 倉崎嘉典
(TEL 03-3436-1131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月15日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の第197回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第19条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第19条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～18条 (条文省略) (新設)</p> <p>第19条～42条 (附則) (新設)</p>	<p>第1条～18条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供) <u>第19条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第 20 条～43 条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>(附則) <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条</u> 変更定款第19条は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては従前の例による。 3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日にこれを削除する</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)
 定款変更の効力発生日 (予定)

2022年3月24日 (木)
 2022年3月24日 (木)

以 上